

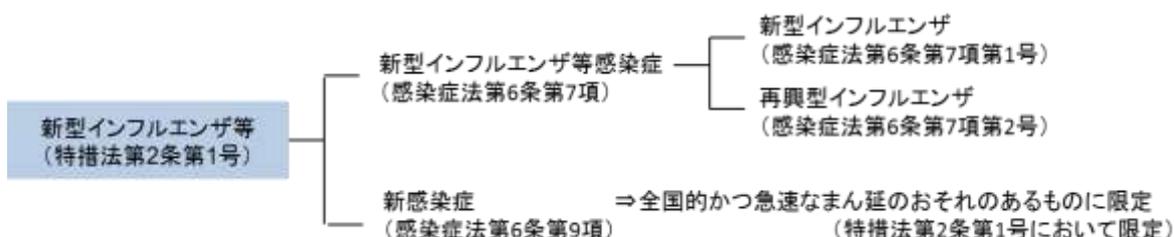
大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 計画策定の背景

- 1 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 2 平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。
- 3 本市においては、これまでも行動計画を策定し、パンデミックに備えて事前準備に努めてきたところであるが、特措法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、新たに行動計画を策定する。

※今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

II 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

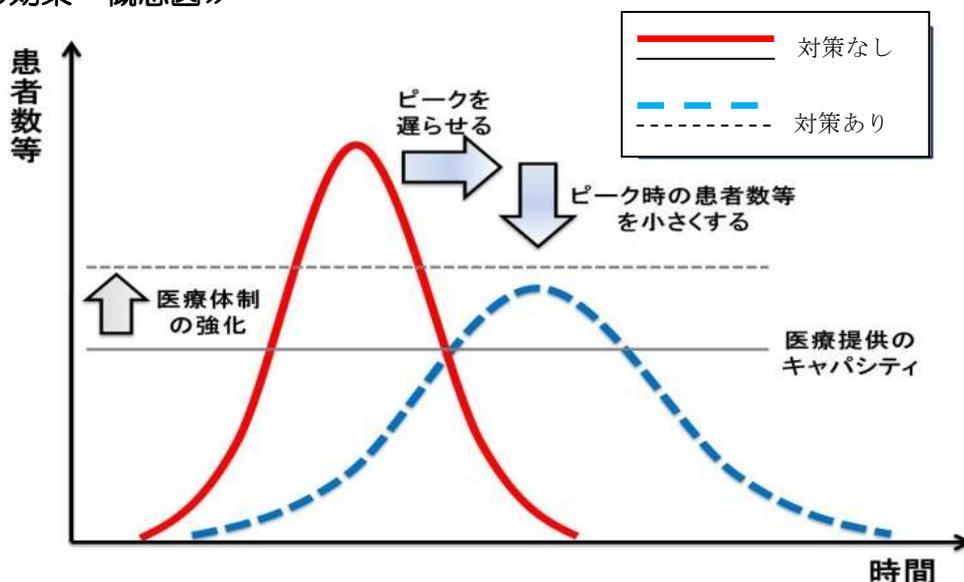


III 対策の目的及び基本的な戦略

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

※社会の状況に応じて臨機応変に対応 ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮

《対策の効果 概念図》



《被害想定》

	全 国	大阪市
人口(平成 22 年)	約1億2,806万人	約267万人
罹患者数(25%)	約3,200万人	約67万人
(アジアインフルエンザ並みの致命率0.53%の場合による推計)		
受診患者数	約2,500万人 (上限値)	約51万人 (上限値)
入院患者数	約53万人 (上限値)	約1万4千人 (上限値)
死亡者数	約17万人 (上限値)	約3,600人 (上限値)
1日当たり最大 入院患者数	約10万1千人 (流行発生から5週目)	約2,100人 (流行発生から5週目)

IV 行動計画のポイント

- 1 特措法に基づく初の行動計画
- 2 医療分野に加え、新たに社会機能維持分野についても記載
- 3 大阪府と本市との役割分担を明記

